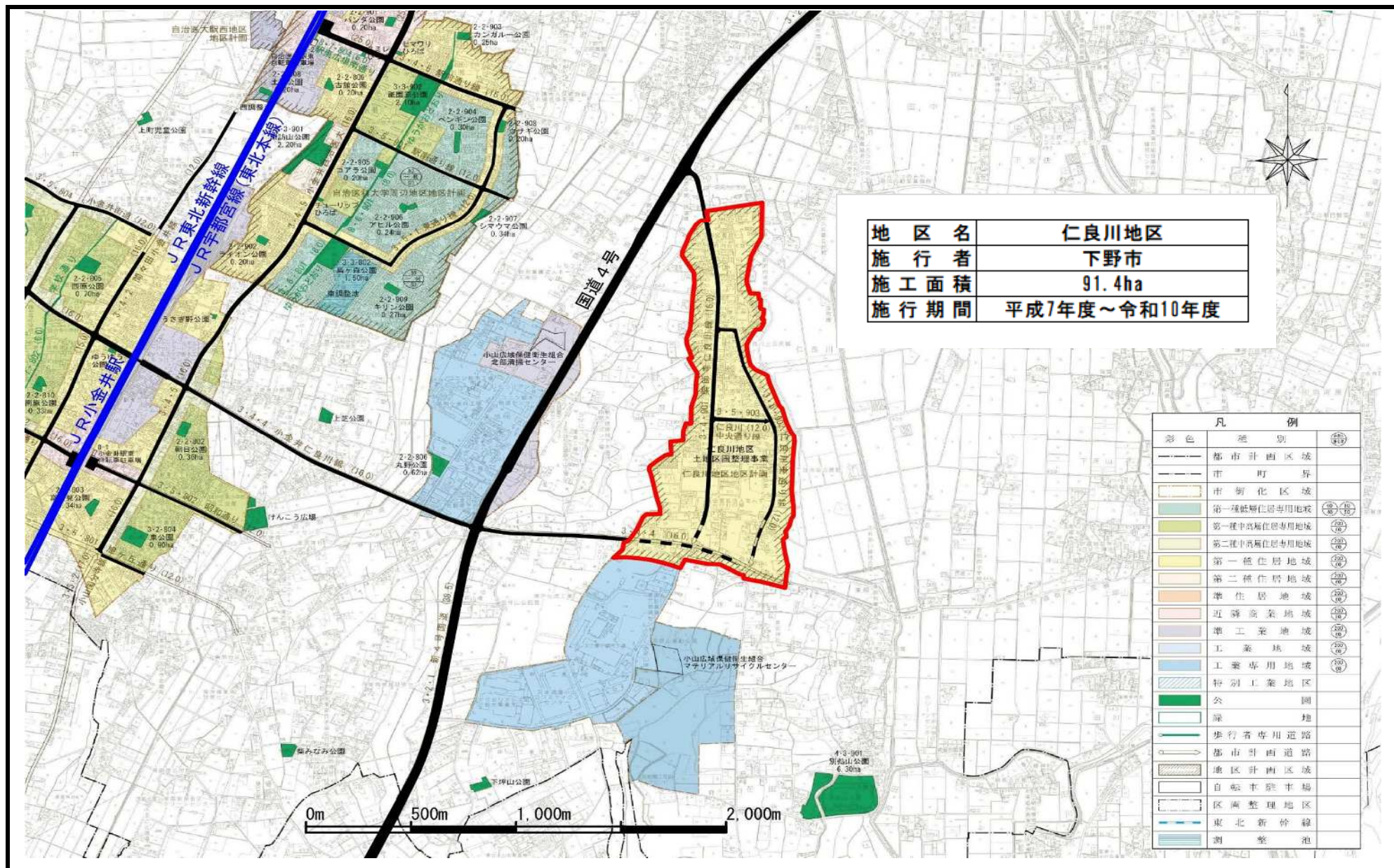


# 仁良川地区土地区画整理事業実施計画

トチギケン シモツケン  
栃木県 下野市

# 小山栃木都市計画事業 仁良川地区土地区画整理事業 設計図



地区名	仁良川地区
施行者	下野市
施工面積	91.4ha
施行期間	平成7年度～令和10年度

凡 例		
彩色	種 別	記号
---	都市計画区域	(12)
---	市 町 界	
■	市街化区域	(12)
■	第一種低層住居専用地域	(20)
■	第一種中高層住居専用地域	(20)
■	第二種中高層住居専用地域	(20)
■	第一種住居地域	(20)
■	第二種住居地域	(20)
■	準住居地域	(20)
■	近隣商業地域	(20)
■	準工業地域	(20)
■	工業地域	(20)
■	工業専用地域	(20)
■	特別工業地区	(20)
■	公園	(20)
■	緑 地	(20)
■	歩行者専用道路	(20)
■	都市計画道路	(20)
■	地区計画区域	(20)
■	自転車歩行者専用	(20)
■	区画整理地区	(20)
■	東北新幹線	(20)
■	調整池	(20)

シート1 補助採択要件

(1) 公共団体等区画整理補助事業

① 施行者 (該当する項目に○を記入)

イ) 施行者	① 都道府県② 市区町村 ③ 都市再生機構 ④ 行政庁
--------	--------------------------------

② 補助期間

平成 7 年度 ~ 令和 8 年度
-------------------

③ 採択要件

イ) 施行地区面積 (該当する箇所に面積を記入すること。)	① 91.4 ha ≥ 5 ha ② ha ≥ 2 ha (下記の適合地区を○で選択) a 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係るまたは隣接する区域に存する地区 b 被災市街地復興特別措置法第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地区内の地区
----------------------------------	---

ロ) 地区内の都市計画道路数	新設 2本	補助対象道路の内訳 ① 12m以上 4本 ② 8~12m 本 (既成市街地、被災市街地復興、安全市街地形成型土地区画整理事業の場合) ③ 6~8m 本 (被災市街地復興、安全市街地形成型土地区画整理事業の場合)
	改築 2本	

ハ) 地区整備の性格  
(○で選択)

- ① 主要駅付近又は中心市街地で、交通の隘路打開又は土地の高度利用を図る整備を必要とする地区
- ② 道路事業河川事業等の重要な公共施設の新設又は改築とあわせて市街地の整備を必要とする地区
- ③ 市街地における火災、水害等の災害の復興とあわせて緊急に整備を必要とする地区
- ④ 鉄道、高速道路等の重要施設の新設又は改築に伴って市街地の整備をもあわせて必要とする地区
- ⑤ 市街化の速度が顕著であるため、緊急に整備を必要とする地区
- ⑥ 大量の宅地を整備し、秩序ある都市の発展を図る緊急に整備を必要とする地区
- ⑦ 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和48年法律第102)第5条の規定により市が施行する土地区画整理事業施行地区
- ⑧ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第5条の規定に基づく土地区画整理促進区域内の地区

④ 補助率の要件 (該当する項目に○を記入)

① 一般	(1/2)
② 半島振興	(5.5/10)
③ 地域高規格	(5.5/10)
④ 沖縄	(9/10)
⑤ その他	

(1) 収入

種 別		千円	備 考	
通 常 費				
住 宅 基 盤				
都 市 再 生 区 画 整 理				
社会 防 災 本 ・ 整 備 総 合 交 付 金	基 幹 事 業	旧 通 常 費	546,000 ※通常費の執行分含む	
		旧 地 域 活 力 基 盤 創 造 交 付 金	4,714,000 ※臨時交付金・地域活力基盤 創造交付金の執行分含む うち都決道路分 4,079,000千円	
		住 環 境 整 備	住 宅 基 盤	
		計		5,260,000
		市 街 地 整 備	都 市 再 生 区 画 整 理	
	土 地 区 画 整 理			
	都 市 再 生 整 備 計 画		都 市 再 生 区 画 整 理 ※まちづくり交付金の執行分含む	
	関 連 社 会 資 本 整 備 事 業			うち道路分 千円
	効 果 促 進 事 業			
	地 方 特 定 道 路 分 (A)		10,000	
そ の 他 補 助 金 ・ 交 付 金 等				
保 留 地 処 分 金		1,585,000	51,200㎡×30,957円	
公 管 金	道 路		1,184,800	
	公 園		2,600	
	河 川			
	そ の 他			
	計		1,187,400	
地 方 特 定 道 路 分 (B)				
都 道 府 県 単 独 費		208,369		
市 町 村 単 独 費		5,249,231		
鉄 道 負 担 金				
そ の 他				
合 計		13,500,000		

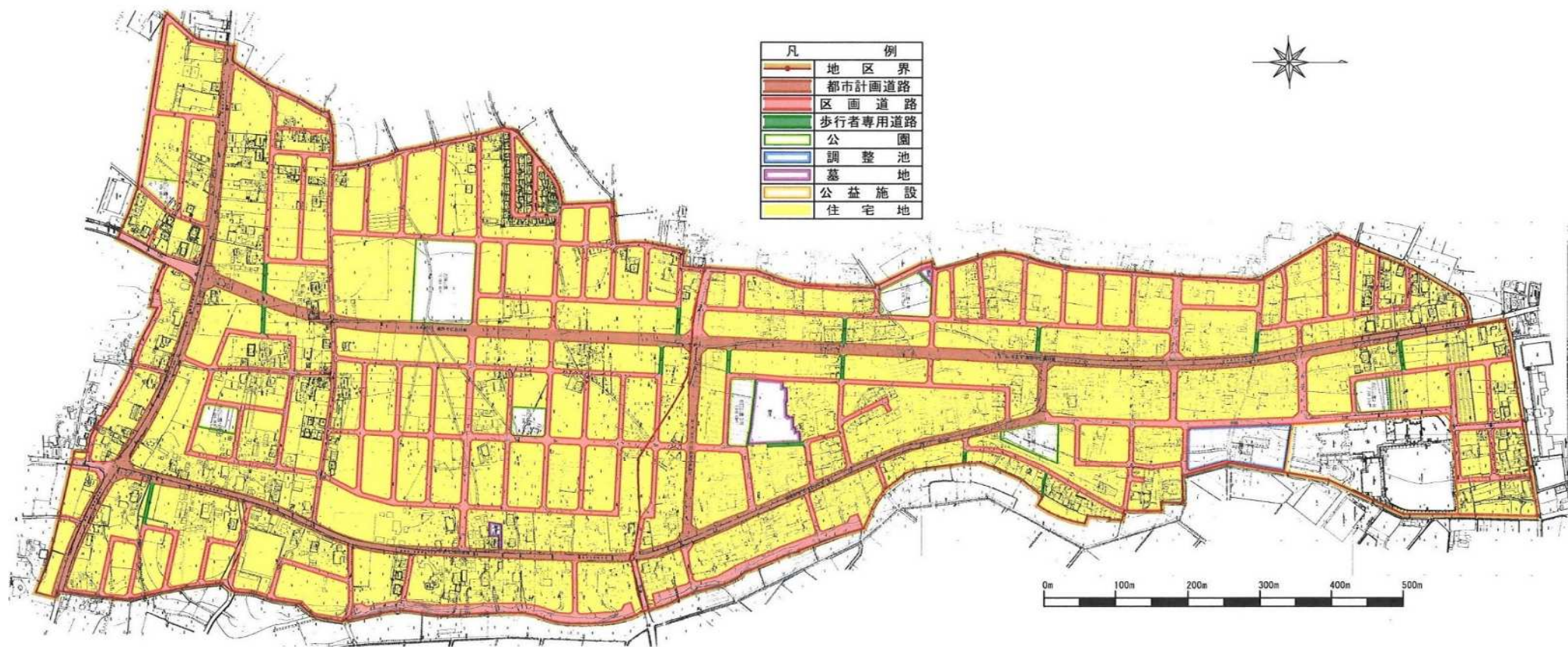
(2) 基本事業費等の充当率

種 別		基本事業費 千円	用買方式事業費 (補助等限度額) 千円	充当率 %	
通 常 費					
住 宅 基 盤					
都 市 再 生 区 画 整 理					
社会 防 災 本 ・ 整 備 総 合 交 付 金 / 基 幹 事 業	道 路	旧 通 常 費	546,000	546,000	100.00
		旧 地 域 活 力 基 盤 創 造 交 付 金	4,714,000	4,798,968	98.23
	住 環 境 整 備	住 宅 基 盤			
	計		5,260,000	5,344,968	98.41
	市 街 地 整 備	都 市 再 生 区 画 整 理			
		都 市 再 生 整 備 計 画			
		土 地 区 画 整 理			
	関 連 社 会 資 本 整 備 事 業				
	地 方 特 定 道 路 A		10,000	10,000	100.00
	そ の 他 補 助 金 ・ 交 付 金 等				
合 計		5,270,000	5,354,968	98.41	

(3) 公共施設管理者負担金

種別	名称	管理者	形 状 寸 法				金 額 (千円)
			幅員 (m)	延長 (m)	面積 (㎡)	公管対象面積 (㎡)	
道 路	市道改良事業	下野市	12~4	8,062			1,184,800
公 園	街区公園	下野市			27,790	127.4	2,600
河 川							
そ の 他							
合 計							1,187,400

# 仁良川地区土地区画整理事業 設計図



(1)支出

種 別	単 位	総 事 業 費			うち道路及び地域住宅支援 による 施行分			うち市街地整備(都市再生整備 計画事業、国際競争拠点都市 整備事業、密集市街地総合防 災事業を含む)による施行分			うち関連社会資本整備事業 及び効果促進事業による 施 行 分			備 考	
		数量	単価(円)	金額(千円)	数量	単価(円)	金額(千円)	数量	単価(円)	金額(千円)	数量	単価(円)	金額(千円)		
公共施設整備費	道 路	都市計画道路	m	4,287	263,561	1,129,885	4,287	263,561	1,129,885						
		区画道路	m	10,119	109,483	1,107,862	7,558	116,161	877,945						
		特殊道路	m	362	39,804	14,409									
		小計				2,252,156			2,007,830						
		(うち電線共同溝等)	m												
	公園・緑地	m <sup>2</sup>	6,026	2,582	15,560										
	河川・水路	m													
	その他(調整池)	-			134,369										
計				2,402,085			2,007,830								
移転移設補償費	移 転	戸	252	28,233,147	7,114,753	103	26,178,126	2,696,347							
	移 設	-			175,488										
	減価補償	-													
	その他(休耕補償等)	-			109,396										
	計				7,399,637			2,696,347							
その他工事費・利息・事務費等	宅地整地	-			854,774										
	法第2条2項 (立体換地建築物)	m <sup>2</sup>													
	法第2条2項 (その他)	-			657,884										
	その他工事費	-			417,965										
	調査設計	-			1,716,020			504,188							
	その他( )	-													
	借入金利息	-													
	事務費	-			51,635			51,635							
計				3,698,278			555,823								
合計				13,500,000			5,260,000								

(2)費用負担の考え方と内訳

次の事項に該当する場合は、その費用負担の考え方と内訳を記述すること。

イ) 公共施設又は宅地の整備水準の向上  
該当なし

ロ) 他事業者と費用分担が必要な施設  
該当なし

ハ) 法第2条2項による負担  
・上水道  
地区内の上水道新設費用を負担する。  
C=657,884千円  
・下水道  
該当なし  
・電気  
該当なし  
・ガス  
該当なし

ニ) 法第135条による負担  
該当なし